

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社アプロ・ドットコム（以下「甲」という。）と社員代表 下村直道（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 本協定は、派遣先で薬剤師の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、前払い退職金を組み入れた基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

第3条 対象従業員の基本給、賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「1」に、対象従業員が勤務する派遣先の就業地所在地に対応する別表1の「2」の地域指数を乗じたものに、前払い退職金上乘せ分を乗じたものとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「02104 薬剤師」とする。
- (二) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- (三) 地域調整については、日本全国の就業地で派遣就業を行うことから、通達に定める「地域指数」より「派遣先の就業地の都道府県の値」を用いるものとする。
- (四) 退職金については、別表1の「1」に対象従業員が勤務する派遣先の就業地所在地に対応する別表1の「2」の地域指数を乗じたものに対して、6%の額を乗じた額を前払い退職金とする。

第4条 対象従業員の前払い退職金を組み入れた賃金は、次の各号に掲げる条件を満たした賃金の額とする。

- (1) 別表1の「1」の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額に、対象従業員が勤務する派遣先の就業地所在地に対応する別表1の「2」の地域指数を乗じたものと同額以上であること

(2) 甲は、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務評価等に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、甲の派遣社員就業規則第27条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 賞与については、賃金に加味されているものとする。

2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、勤務態度、派遣先評価、勤続年数を元に公正な評価をし、その評価結果に基づき、賞与額を決定する。

- ・ A評価：標準より優秀
- ・ B評価：標準
- ・ C評価：標準より物足りない

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、甲の派遣社員就業規則第60条の規定を準用する。

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「アプロ・ドットコム社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第11条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年3月27日

甲 株式会社アプロ・ドットコム
代表取締役社長 松本大輔

乙 株式会社アプロ・ドットコム
社員代表 下村直道

【別表1】 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(前払い退職金を組み入れた基本給及び賞与の関係)

等級		職務の内容		1年	3年	5年
				C	B	A
				一般薬剤師(1人で調剤薬局業務全般ができる)	中堅薬剤師(新入社員を指導できる)	管理薬剤師(店舗の運営管理に相当する業務ができる)
1	薬剤師	通達に定める賃金構造基本統計調査		2,064	2,264	2,424
2	地域指数、退職金(6%)上乗せ後	北海道	94.8	2,075	2,276	2,436
		青森	85.4	1,869	2,051	2,196
		岩手	87.7	1,920	2,106	2,254
		宮城	96.3	2,108	2,312	2,476
		秋田	86.9	1,902	2,087	2,234
		山形	89.2	1,953	2,142	2,293
		福島	92.5	2,025	2,221	2,378
		茨城	101	2,211	2,425	2,596
		栃木	99.6	2,180	2,391	2,560
		群馬	99	2,167	2,377	2,544
		埼玉	107.2	2,346	2,574	2,755
		千葉	106.7	2,336	2,561	2,743
		東京	111.4	2,438	2,675	2,864
		神奈川	110.1	2,410	2,643	2,830
		新潟	94.4	2,066	2,267	2,427
		富山	96.4	2,110	2,314	2,478
		石川	97	2,124	2,329	2,494
		福井	97	2,124	2,329	2,494
		山梨	99.3	2,173	2,384	2,553
		長野	96.9	2,122	2,326	2,490
		岐阜	100.5	2,200	2,413	2,584
		静岡	100.7	2,204	2,417	2,588
		愛知	104.4	2,285	2,506	2,683
		三重	98.6	2,159	2,367	2,535
		滋賀	98.9	2,165	2,375	2,542
		京都	101.5	2,221	2,436	2,609
		大阪	107.4	2,351	2,578	2,761
		兵庫	102.3	2,239	2,457	2,629
		奈良	102.8	2,250	2,468	2,642
		和歌山	94.1	2,060	2,259	2,418
		鳥取	89.6	1,961	2,151	2,303
		島根	87.8	1,922	2,108	2,257
		岡山	95.7	2,095	2,298	2,460
		広島	97.4	2,132	2,339	2,503
		山口	91.9	2,011	2,206	2,362
		徳島	91.7	2,007	2,202	2,357
		香川	95.2	2,083	2,286	2,447
		愛媛	92	2,013	2,208	2,365
		高知	89.4	1,957	2,147	2,299
		福岡	96.4	2,110	2,314	2,478
		佐賀	89.5	1,959	2,149	2,301
		長崎	87.3	1,911	2,096	2,245
		熊本	89.9	1,968	2,159	2,311
		大分	90.9	1,990	2,182	2,337
		宮崎	86.8	1,900	2,084	2,232
		鹿児島	89.5	1,959	2,149	2,301
沖縄	89.5	1,959	2,149	2,301		